

文教委員会資料②

1 令和3年第3回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第121号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

資料 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

こども未来局

(令和3年8月30日)

川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第57号 <u>(電磁的記録)</u> 第17条 婦人保護施設の設置者及び職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>○川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第57号 <u>(新設)</u></p>